

第百六十三号議案

東京都情報公開条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年九月二十八日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都情報公開条例の一部を改正する条例

東京都情報公開条例（平成十一年東京都条例第五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「若しくは第二項に規定する機関」の下に「、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関であるデジタル庁」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）の施行による地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。